

## 北朝鮮への経済制裁の発動等を求める意見書

本年5月、小泉首相の再訪朝により北朝鮮は安否不明の拉致被害者の再調査を約束した。3回の実務者協議が重ねられたにもかかわらず、北朝鮮は「8人死亡、2人未入国」という従来主張を繰り返し、さらには、別人の遺骨を政府代表団に渡すなど誠に不誠実な態度に終始しているため、真相究明は実質的に進展していない。これに加え最近の北朝鮮をめぐる環境は、核問題解決に向けた6か国協議再開の拒否や国際社会からの支援食糧の配布疑惑など我が国との国交正常化を一層遠ざけるものとなっている。

拉致問題に関しては、米国において「北朝鮮人権法」が成立し、国連人権委員会においても取り上げられるなど国際社会における北朝鮮への圧力は日増しに強まっている。対話と圧力による平和的解決を図る我が国が、したたかな瀬戸際外交を展開する北朝鮮に対して積極的な措置を講じることは、外交交渉として当然である。

よって政府は、拉致被害者の家族の思いを真しに受け止め、問題の徹底糾明に向けた特段の措置を講じるとともに、北朝鮮に対する経済制裁を早期に発動し毅然とした態度で外交交渉に臨むなど、拉致問題の早期解決に向け、一層尽力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月21日

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣

） 殿

神奈川県議会議長 新堀典彦